

議案第 5 号

君津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政組織を見直すため、君津市行政組織条例（昭和 45 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市行政組織条例の一部を改正する条例

君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条第2項を削る。

第3条中「部等」を「部」に改め、同条政策推進室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（君津市議会委員会条例の一部改正）

2 君津市議会委員会条例（昭和45年君津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「政策推進室の所掌に属する事項」を削る。

（君津市福祉に関する事務所設置条例の一部改正）

3 君津市福祉に関する事務所設置条例（平成6年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項」を「第2条」に改める。

君津市行政組織条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(部)の設置</p> <p>第2条 省略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 部<u> </u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務部～建設部 省略</p> <p>*附則第2項関係 君津市議会委員会条例</p> <p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p> 総務部の所掌に属する事項</p> <p> 企画政策部の所掌に属する事項</p> <p> 財政部の所掌に属する事項</p> <p> 会計課の所掌に属する事項</p>	<p>(部等)の設置</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 前項に規定する部のほか、市長直轄組織として政策推進室を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 部<u>等</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 総務部～建設部 省略</p> <p> <u>政策推進室</u></p> <p><u>(1) 特に重要な政策の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他市政運営上の特別な事項に関すること。</u></p> <p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p> 総務部の所掌に属する事項</p> <p> 企画政策部の所掌に属する事項</p> <p> 財政部の所掌に属する事項</p> <p> <u>政策推進室の所掌に属する事項</u></p> <p> 会計課の所掌に属する事項</p>

監査委員事務局の所掌に属する事項
選挙管理委員会事務局の所掌に属する事項
議会事務局の所掌に属する事項
消防本部・署の所掌に属する事項
他の常任委員会の所掌に属しない事項

(2) ～(3) 省略

*附則第3項関係 君津市福祉に関する事務所設置条例

(名称及び位置)

第2条 福祉に関する事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 君津市保健福祉部（君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）第2条 _____に規定する保健福祉部をいう。）

位 置 君津市久保2丁目13番1号

監査委員事務局の所掌に属する事項
選挙管理委員会事務局の所掌に属する事項
議会事務局の所掌に属する事項
消防本部・署の所掌に属する事項
他の常任委員会の所掌に属しない事項

(2) ～(3) 省略

(名称及び位置)

第2条 福祉に関する事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 君津市保健福祉部（君津市行政組織条例（昭和45年君津市条例第7号）第2条第1項に規定する保健福祉部をいう。）

位 置 君津市久保2丁目13番1号